補助対象・対象外工事例一覧表

※外壁・屋根・内装・建具・水廻り等、家屋本体に係る改修工事が対象となります。

○→対象　△→条件付で対象　×→対象外　　（R8.4作成）

可否	内　容	備　考
【外壁・外観（バルコニー・ベランダ等）】		
○	塗り替え、修繕、シーリング打ち替え、防水工事	
○	工事に伴う足場の設置・設備脱着及び修繕	
△	サンルームの新設・修繕	居室と一体の場合は対象
△	外壁洗浄	洗浄のみは対象外 外壁塗装に伴う場合は対象
×	バルコニー・ベランダ等の増設・新設	
×	ウッドデッキ・テラス・濡れ縁・外の縁側等の新設、修繕	
【屋根】		
○	塗り替え、葺き替え、下地材・雨どい修繕、雪止め新設・交換	
△	太陽光発電システム、太陽熱温水装置の工事	ソーラーパネル等の設置、増設、交換は対象外 屋根工事に伴う再設置のみ対象
【内装】		
床工事		
○	フローリング、畳、床暖房の新設、修繕、交換	
○	段差の解消工事	
×	じゅうたん、畳の上敷き等の交換	床の上に敷き置くものは対象外
天井、壁工事		
○	天井、壁（下地材、断熱材を含む）の新設、修繕、交換	
○	多孔質セラミックスの壁の新設、修繕、交換	
×	エアコンの設置に伴う穴開け、配線カバー設置、交換等	エアコン設置目的の場合は対象外
その他工事		
○	部屋の増築、改築、間取り変更	
○	居室等の換気扇・換気口の新設、交換	
○	ホームエレベーター・自動昇降機の設置	
○	バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	
△	室内物干し場の新設、修繕	内装工事の一環で天井や壁に設置のものであれば対象
×	カーテン、カーテンレールやブラインド等の新設、交換	
×	家具転倒防止器具の設置、交換	
【建具】		
○	外部開口部シャッター新設、修繕、交換	
○	断熱改修（サッシ、壁・天井・屋根工事等）	
○	内窓の設置・窓ガラスの交換	
○	ドア・雨戸・網戸・面格子の新設、修繕、交換	
○	障子・ふすまの入れ替え、張り替え	
△	防犯フィルムの貼り付け	単体取り付けは対象外 窓交換に伴う業者貼り付けは対象

【水廻り】

台所

○	システムキッチンの新設、交換	
	システムキッチンの組み込み機器の取り替え（ビルトインコンロ、食洗機等）	
	台所改修に伴う照明、換気扇の工事	
	流し台の新設、交換	
△	レンジフード、水栓の交換	業者が行うものであれば対象
	カップボード（食器棚）の新設、交換	

浴室

○	ユニットバス・シャワーユニットの新設、交換	
	床・壁・天井・浴槽の交換、修繕	
△	浴室換気乾燥暖房機の新設、交換	単体取り付けは対象外 浴室工事の一環で行った場合は対象
	浴室換気扇の取り替え	
	シャワー水栓の交換	業者が行うものであれば対象

洗面室

○	洗面化粧台・洗面器・洗面台の新設、交換	
△	洗濯パン（漏水防止の洗濯機の下の受け皿）新設、交換	洗面所工事に伴う場合は対象
	水栓の交換	業者が行うものであれば対象

トイレ

○	便器の交換、手洗い器・手すりの新設、交換	
	洗浄便座のみの新設、交換	

【給湯設備】

△	給湯設備の新設・修繕・交換	単体取り付けは対象外 台所、浴室全体工事（いずれか又は両方）に伴う場合は対象 ※台所・浴室の器具交換だけでは対象外 例：水栓の交換
	給湯設備の部品交換	

【給水・ガス設備】

○	住宅内での給水・ガス配管を含む新設、交換、増設	
	台所・トイレ・浴室等のリフォームに伴う下水道等排水設備工事（屋外、地中は対象外）	
△	排水管高圧洗浄	リフォーム工事の一環で行った場合は対象
	浄化槽を止め公共下水道へ接続するための建物内給排水工事	
×	屋外・地中での給水配管・ガス配管の工事	

【玄関】

○	ドアの交換、玄関のスロープ・手すりの新設、修繕	
△	玄関（屋外）のタイルの新設、修繕	家屋と繋がっている箇所は対象
	玄関の鍵・ドアクローザーの修繕、交換	単体取り付けは対象外 リフォーム工事の一環で行った場合は対象

【基礎・土台】

○	床下換気扇工事	
△	基礎・土台の補強・修繕	建築審査課：木造住宅耐震改修等補助金制度を利用した場合は対象外
	耐震改修（例：壁の筋かい等の補修）	
	シロアリの防除・駆除工事	シロアリの防除、駆除工事のみは対象外 リフォーム工事の一環で行った場合は対象

【電気設備】

△	オール電化・エネファーム（ガス）住宅工事	単体取り付けは対象外 台所、浴室全体工事（いずれか又は両方）に伴う場合は対象
	分電盤の新設、交換、増設	単体取り付けは対象外 リフォーム工事の一環で行った場合は対象
	感震ブレーカーの新設、交換	
	コンセント・スイッチ・配線の新設、交換、増設	
	アンテナ新設、交換（配線工事含む）	
	照明器具の新設、修繕、交換	
×	電話・インターネットの配線工事	

【その他設備】

○	テレビドアホン（外と中の通話）の新設、交換	
△	住宅用火災報知器の新設、交換	業者が行うものであれば対象
×	冷暖房設備・全熱交換器の新設、交換、増設	例：エアコン、洗面室の暖房設備、薪ストーブ

【その他】

○	対象のリフォーム工事のために生じた廃材等の処理費用	
	対象工事に関連する取り外し工事、再設置工事	
	市内事業者から購入した材料を 別の市内事業者が工事（持込手数料含む）	
	店舗・事務所機能を居宅へ変更	
	仮設足場に伴う交通誘導員の配置、道路占用許可書・道路使用許可申請書の申請費用	
△	家屋の一部解体工事	増改築に伴う場合は対象
×	申請者が自ら行った工事（ＤＩＹ）	
	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	
	害虫駆除用薬剤散布	
	安心保証パック、引越費用、収入印紙代、振込手数料、補助金等申請費用	

【外構】

×	物置・カーポートの新設、修繕、増設
	造園（庭園）・生垣の新設、増設、変更
	門扉・塀・フェンス外灯の新設、修繕、交換

【補助金等の併用】

○	みらいエコ住宅2026事業との併用	還元方法を工事代金に充当する場合、領収書の写しに当該補助金を充当する旨と充当金額を補記していただく必要があります。 【例】みらいエコ住宅2026事業の補助金を充当します。 充当額50,000円
	先進的窓リノベ2026事業との併用	
	給湯省エネ2026事業との併用 （給湯設備の単体取り付けは除く）	
△	保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより工事費が補てんされるもの	事前に保険会社に確認してください。
	大里広域市町村圏組合の介護保険を利用した住宅リフォーム工事	事前に大里広域市町村圏組合に確認してください。
×	浄化槽の設置、交換	【合併処理浄化槽設置補助制度】 環境推進課：℡048-536-1570（直通）
	防犯カメラの設置	【家庭用防犯カメラ設置補助制度】 安心安全課：℡048-524-1386（直通）
	3世代ふれあい家族住宅取得等応援事業との併用	【3世代ふれあい家族住宅取得等応援事業】 長寿いきがい課：℡048-524-1398（直通）
	熊谷市結婚新生活支援事業との併用	【熊谷市結婚新生活支援事業】 企画課：℡048-524-1115（直通）
	アライグマ、ハクビシン対策工事	【アライグマ・ハクビシン防除事業】 環境政策課：℡048-536-1547（直通）

☆	**この表にない工事**	**個別審査により決定　※企業活動支援課にご相談ください**

国（国交省・経済産業省・環境省）における住宅省エネ2026キャンペーン

国では、断熱窓への改修や高効率給湯器の導入等、省エネを推進するための
各種補助事業を行っています。

住宅省エネ2026キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口　☎0570-081-789